

藤岡商工会議所

災害時対応マニュアル

平成29年 3月 1日策定

令和 年 月 日改定

◆基本方針

1. 災害発生時は、役議員・職員・来客者の人命安全確保を最優先とする。
2. 役議員・職員の安否確認を直ちに行う。
3. 地域総合経済団体として、適切な情報発信・情報提供ができるよう、早急に災害対策本部を設置するとともに、対策本部等の拠点を確保する。
4. 緊急要望の実施など、行政への働きかけを行うほか、行政と協働で災害被害に対処する。
5. 被害状況調査・緊急相談窓口を通じ、地域の商工業者への積極的な情報提供を行う。
6. 通常業務については、いかなる状況に見舞われても、予め策定した「事業継続計画」に基づき、絞り込んだ重要業務を目標復旧時間内に継続・復旧し、組織を存続させる。